

## 東久留米市勤労市民共済会健康診断及び人間ドック等受診料補助規程

### (目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）の会員が受診した健康診断及び人間ドック等に対する補助に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助対象は、別表1の労働安全衛生規則第44条の検査項目を含む健康診断及び人間ドックで実費負担額2,000円以上のものとする。

2 前項健診に加え同年度内にストレスチェック（労働安全衛生法第66条の10第1項）並びに脳ドック、各種がん検査、PET検査を単独で受診した実費負担額も対象とする。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、勤労市民共済会の会員とする。

### (補助金の交付)

第4条 補助金は、毎年度1回を限度に支給する。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、実費負担額の20パーセントとし、上限は5,000円、100円未満は切り捨てとする。

### (補助金の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、東久留米市勤労市民共済会利用補助金申請書（補助金様式第1号）に必要事項を記入し、本人又は事業所宛の補助対象健診等の領収書（写し）を添付のうえ申請するものとする。

2 領収書は、受診者、健診等の金額、受診日、医療機関名、受診内容（健康診断・人間ドック・脳ドック・がん・PET）の記載のあるものとする。

3 領収書に前項の記載がない場合は、受診内容を確認できる書類を添付するものとする。

4 補助金の申請は、年1回とし入会翌月以降の受診からとする。

### (補助金の支払)

第7条 補助金の支払いは、申請書確認後速やかに支払うものとする。

### (請求の時効)

第8条 補助金の請求は受診日の1年以内とし、その後は失効する。

### (委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、同日から適用する。

2 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

3 この規程は、平成21年4月1日から適用する。

- 4 この規程は、平成23年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から適用する。
- 6 この規程は、平成28年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

別表1（第2条関連）

診 断 項 目
1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
9 血糖検査
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査

※ 国の基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。